

## **【事案Ⅲ－２】火災共済金請求**

・2020年5月13日 和解解決

### **<事案の概要>**

申立人所有の建物が、外壁へのスプレーペイントのいたずら書きにより損傷を受けたとして被申立人へ共済金請求したが、支払否と判断されたことを不服として、裁定申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、スプレーペイントによる広範囲のいたずら書きによる建物外壁の損壊について、約款・事業規約の支払事由である「建物の外部からの物体の衝突」に該当しないと合理的な免責理由を示していないため、本件損害に対する共済金(164,160円)を支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

(1) 被申立人は、支払対象となる損害とは金属のようなもので外壁を削り取られるようなものであり、外壁へのスプレーペイントによるいたずら書きは建物に対して損害を与えておらず共済金の支払事由に該当しないと判断された。これに対し、申立人は、最高裁判例からスプレーペイントによる落書きは器物破損に当たると考える。

(2) 本件共済契約加入時の約款・事業規約には、免責規定は明記されていない。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 申立人は、平成18年の最高裁判例を根拠として、共済金の支払を求めているが、同判決は刑事事件に関する判決であること、また、刑法260条は、その原因を特定しないことから、本件と事案を異にするものである。

(2) 本件においては、その毀損等の原因が限定されているのであり、いたずら書きは「建物の外部からの物体(雨、雪、ひょう、あられ、粉じん、煤煙その他これらに類するものを除きます。)の落下、飛来、衝突または倒壊」という形態に該当しないことは明らかである。

### **<裁定の概要>**

審議会において、被申立人への事情聴取等を行う中で、スプレーペイントによる落

書きは「建物の外部からの物体の飛来」に当たるとの考え方も成り立ちうるか否かなど事案の性質および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、双方に和解解決を打診したところ、両当事者合意し、和解解決となった。